

第33号)第9条第1項第17号及び所得稅法施行令(昭和40年政令第96号)第30条の規定に該当するものとして、非課稅所得となる。

(参考) 非課稅所得(所法9①十七)

損害保険会社(保険業法2④)又は外国損害保険会社等(同条⑨)の締結した保険契約に基づき支払を受ける保険金及び損害賠償金(これらに類するものを含む)で、心身に加えられた損害又は突発的な事故により資産に加えられた損害に基にして取得するものその他の政令で定めるもの

## 2. 省略

(6) 学生に対して大学等から助成金が支給された場合の取扱い(国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ(新型コロナウイルス税務FAQ)問9-2〔5月15日追加〕、令和2年3月、令和2年6月12日更新、国税庁)

私は、都内の大学に通う学生ですが、新型コロナウイルス感染症の影響による学生支援策として、大学から次の助成金等を受領しました。

これらの助成金等は、所得稅の課稅対象となりますか。

- ① 学費を賄うために支給された支援金
- ② 生活費を賄うために支給された支援金
- ③ 感染症に感染した学生に対する見舞金(5万円)
- ④ 遠隔授業を受けるために供与された機械(パソコン等)

○ ご質問については、それぞれ次のとおりとなります。

① **学費を賄うために支給された支援金**

非課稅所得となる「学資金」(所得稅法9条1項15号)に該当しますので、所得稅の課稅対象になりません。ただし、その支援金の使途が特に限定されていないと認められる場合には、下記②と同様の取扱いになります。

② **生活費を賄うために支給された支援金**

一時所得として収入金額に計上していただく必要があります。

ただし、その年の他の一時所得とされる金額との合計額が50万円を超えない限り、所得稅の課稅対象にはなりません。

③ **感染症に感染した学生に対する見舞金**

非課稅所得となる「心身又は資産に加えられた損害について支給を受ける相当の見舞金」(所得稅法9条1項17号)に該当しますので、所得稅の課稅対象なりません。

④ **遠隔授業を受けるために供与された機械(パソコン等)**

非課稅所得となる「学資金」(所得稅法9条1項15号)に該当しますので、所得稅の課稅対象なりません。

(注) 非課稅所得となる学資金(所法9①十五)

学資に充てるため給付される金品及び扶養義務者相互間において扶養義務を履行するため給付される金品

この場合、上記の金品は、給与その他対価の性質を有するもの(給与所得を有する者がその使用者から受けるものにあっては、通常の給与に加算して受けるものであって、次のイ～ニの場合に該当するもの以外のものを除く)を除いたものをいう。

イ 法人である使用者からその法人の役員(法法2十五)の学資に充てるため給付する場合

ロ 法人である使用者からその法人の使用人(その法人の役員を含む)の配偶者その他のその使用者と政令で定める特別の関係がある者の学資に充てるため給付する場合

ハ 個人である使用者からその個人の営む事業に従事するその個人の配偶者その他の親族(その個人と生計を一にする者を除く)の学資に充てるため給付する場合

ニ 個人である使用者からその個人の使用人(その個人の営む事業に従事するその個人の配偶者その他の親族を含む)の配偶者その他のその使用人と政令で定める特別の関係がある者(その個人と生計を一にするその個人の配偶者その他の親族に該当する者を除く)の学資に充てるため給付する場合

(7) 新型コロナウイルス感染症等の影響に関連して国等から支給される主な助成金等の課税関係(例示)(新型コロナウイルス税務FAQ問9(参考))

	<p><b>【支給の根拠となる法律が非課税の根拠となるもの】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金(雇用保険臨時特例法7条)</li><li>・新型コロナウイルス感染症対応休業給付金(雇用保険臨時特例法7条)</li></ul>
非 課 税	<p><b>【新型コロナ税特法が非課税の根拠となるもの】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・特別定額給付金(新型コロナ税特法4条1号)</li><li>・子育て世帯への臨時特別給付金(新型コロナ税特法4条2号)</li></ul> <p><b>【所得税法が非課税の根拠となるもの】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○学資として支給される金品(所得税法9条1項15号)<ul style="list-style-type: none"><li>・学生支援緊急給付金</li></ul></li><li>○心身又は資産に加えられた損害について支給を受ける相当の見舞金(所得税法9条1項17号)<ul style="list-style-type: none"><li>・低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金</li><li>・新型コロナウイルス感染症対応従事者への慰労金</li><li>・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の特例措置における割引券</li><li>・東京都のベビーシッター利用支援事業における助成</li></ul></li></ul>
課 税	<p><b>【事業所得等に区分されるもの】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・持続化給付金(事業所得者向け)</li><li>・家賃支援給付金</li><li>・農林漁業者への経営継続補助金</li><li>・文化芸術・スポーツ活動の継続支援</li><li>・東京都の感染拡大防止協力金</li><li>・雇用調整助成金</li><li>・小学校休業等対応助成金</li><li>・小学校休業等対応支援金</li></ul> <p><b>【一時所得に区分されるもの】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・持続化給付金(給与所得者向け)</li></ul> <p><b>【雑所得に区分されるもの】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・持続化給付金(雑所得者向け)</li></ul>

## 4 イベント等の中止等により生じた権利を放棄した場合の寄附金控除、所得税額控除の特例

### 1 寄附金控除の適用

#### (1) 適用要件(コロナ臨時特例法5①前段)

次の①、②の要件を満たすこと。

① 個人が、

①指定行事の中止、延期又はその規模の縮小(中止等)により生じたその指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利(入場料金等払戻請求権)の全部又は一部の放棄を、

②令和2年2月1日から令和3年12月31日までの期間(指定期間)内にした場合であること。

② その放棄をした年分の所得税につき、2の公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除(措法41の18の3、コロナ臨時特例法5③)の規定の適用を受ける場合を除くこと。

#### (2) 取扱い(コロナ臨時特例法5①前段)

放棄払戻請求権相当額については、寄附金控除(所法78・165①)の規定を適用することができる。

#### (3) 指定行事(コロナ臨時特例法5④)

①新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により中止等となった文化芸術又はスポーツに関する行事のうち、

②不特定かつ多数の者から入場料金、参加料金その他の対価の支払を受けて、その対価の支払をした者に見せ、聴かせ、又は参加させる行事をいう。

なお、文部科学大臣は、⑤により行事を指定したときは、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする(コロナ臨時特例法令3⑦)。

具体的には、次の要件を満たす行事をいう(コロナ臨時特例法令3①)。

① 令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間の取扱いであること。

② 国内(所法2①一)における一定の場所において行われた又は行われることとされていた文化芸術又はスポーツに関する行事であること。

③ 不特定かつ多数の者から入場料金、参加料金その他の対価の支払を受けて、その対価の支払をした者に見せ、聴かせ、又は参加させる行事であること。

④ 新型コロナウイルス感染症が発生したことによる①国又は地方公共団体からの行事の中止、延期又はその規模の縮小の要請を受けて

②中止、延期又はその規模の縮小を行った行事であること。

⑤ ④について文部科学大臣が指定すること。

#### (4) 放棄払戻請求権相当額(コロナ臨時特例法5②)

個人がその年の

①指定期間内において、

②(1)の放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額に相当する金額の合計額(その合計額が20万円を超える場合には、20万円)をいう。

入場料金等払戻請求権の価額に相当する金額からは、次の①～③の金額を除く。

① 特定寄附金の額(所法78②)

② 特定寄附金とみなされた特定非営利活動に関する寄附金の額(措法41の18の2②)

③ その放棄をした者に特別の利益が及ぶと認められるものの金額

(5) 読替え規定(コロナ臨時特例法5①後段)

寄附金控除の規定は、次のように読み替える。

**(寄附金控除)**(アンダーラインが読み替え部分。一部加工あり)

**読替後所法78①** 居住者が、各年において、特定寄附金を支出した場合又は

**①入場料金等払戻請求権(コロナ臨時特例法5①)の全部、一部の放棄をした場合**において、

**②第1号に掲げる金額が第2号に掲げる金額を超えるときは、**

**③その超える金額を、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。**

一 その年中に支出した特定寄附金の額及び放棄払戻請求権相当額(コロナ臨時特例法5②)の合計額(その合計額が、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の40に相当する金額を超える場合には、その100分の40に相当する金額)

二 2,000円

**読替後所法78④**(アンダーラインが読み替え部分。一部加工あり)

**4 第1項の規定による控除(新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第5条第1項の規定による控除を含む)は、寄附金控除という。**

(次頁の経済産業省の資料参照)

## 中止等されたイベントに係る入場料等の払戻請求権を放棄した者への 寄附金控除の適用(案)

象とする。

- (注1) 不特定かつ多数の者を対象とするイベントであって、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに日本国内で開催する予定だったものであり、かつ、現に中止等されたものを対象とする。
- (注2) 本特例を用いた寄附金控除の対象金額は20万円を上限とする。その他の要件等については、現行の寄附金控除と同様とする。

### 〔寄附金控除の適用までの流れ〕

- ①【主催者】 文化庁等に申請。
- ②【文化庁等】 主催者に特例対象イベント証明書(仮)等を交付。当該イベント名等を公表。
- ③【主催者】 払戻請求権を放棄した観客等に対し、特例対象イベント証明書(仮)のコピー、払戻請求権放棄証明書(仮)を交付。
- ④【観客等】 確定申告の際、特例対象イベント証明書(仮)のコピー、払戻請求権放棄証明書(仮)を申告書に添付。

(6) 寄附金控除(所法78)の規定の適用がある場合における証明書類についての読み替え規定  
(コロナ臨時特例法令3②)

(確定申告書に関する書類等の提出又は提示)(アンダーラインが読み替え部分。一部加工あり)

読み替後の所令262① 確定所得申告等(所法120③一・同法122③・123③・125④・127④)に規定する居住者は、次の一～六の書類又は電磁的記録印刷書面(電子証明書等に記録された情報の内容を、国税庁長官の定める方法によって出力することにより作成した書面をいう)を確定申告書に添付し、又はその申告書の提出の際提示しなければならない。(但書:省略)  
一～五 省略

六 確定申告書に寄附金控除に関する事項を記載する場合にあっては、その申告書に記載したその控除を受ける金額の計算の基礎となる放棄払戻請求権相当額(コロナ臨時特例法5②)の計算に関する明細書、その計算の基礎となる金額を証する書類、その放棄払戻請求権相当額に係る行事が指定行事(同条④)に該当することその他の①、②(コロナ臨時特例法規則3①)で定める事実を証する書類として財務省令(コロナ臨時特例法規則3②)で定める③、④の書類又はその書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面

- ① (1)の中止、延期又はその規模の縮小により生じた(1)の対価の払戻しを請求する権利に係る行事が、指定行事(コロナ臨時特例法5④)に該当すること。
- ② (1)の個人が、①の指定行事の(1)の入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄を(1)の指定期間内にしたこと。
- ③ 文部科学大臣の①の事実を証する書類で、次のイ～ニの事項の記載があるものの写しとして①の指定行事を行った又は行うこととしていた者(指定行事主催者)から交付を受けたもの
  - イ その指定行事の名称、その指定行事が行われた又は行われることとされていた年月日及び場所
  - ロ その指定行事主催者の氏名、名称及び住所、居所又は本店、主たる事務所の所在地
  - ハ 文部科学大臣がその書類を作成した年月日、その整理番号
  - ニ その他参考となるべき事項
- ④ ③の指定行事主催者のイ及びロの事項を証する書類で、ハからへまでの事項の記載があるもの
  - イ ②の放棄をした者の氏名
  - ロ ②の放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額に相当する金額及びその放棄をした年月日(下記3(コロナ臨時特例法附則3)の規定により本規定(コロナ臨時特例法5①)の適用を受ける場合には、入場料金等払戻請求権(コロナ臨時特例法附則3)の行使をした年月日、支出をした寄附金の額に相当する金額及びその支出をした年月日)
  - ハ ③イ及びロの事項
  - ニ その指定行事主催者がその書類を作成した年月日及びその整理番号
  - ホ ロに規定する入場料金等払戻請求権の価額に相当する金額(下記3(コロナ臨時特例法附則3)の規定により本規定(コロナ臨時特例法5①)の適用を受ける場合には、ロに規定する支出をした寄附金の額に相当する金額)が、次のa～cの寄附金の額に該当する場合には、その旨
    - a 特定寄附金の額(所法78②)
    - b 特定寄附金とみなされた特定非営利活動に関する寄附金の額(措法41の18の2②)
    - c 公益社団法人等に対する税額控除対象寄附金の額(措法41の18の3①)

## へ その他参考となるべき事項

### (7) 他の税制適用についての読み替え規定(コロナ臨時特例法令3③・④)

① 政党等に対する寄附金の所得税額の特別控除(読み替後の措法41の18②)(アンダーラインが読み替え部分。一部加工あり)

個人が指定期間内に支出した前項第1号又は第2号に掲げる団体に対する

①政治活動に関する寄附に係る支出金で、

②政治資金規正法第12条又は第17条の規定による報告書により報告されたもの(政党等に対する寄附金)については、

③その年中に支出したその政党等に対する寄附金の額の合計額(その合計額に、その年中に支出した特定寄附金等の金額(特定寄附金の額(所法78②・③、特定寄附金とみなされた政治活動に関する寄附金の額(措法41の18①)、特定寄附金とみなされた特定非営利活動に関する寄附金の額(措法41の18の2②)、控除対象特定新規株式(措法41の19①)の取得に要した金額として同項に規定する政令(措令26の28の3③)で定める金額、放棄払戻請求権相当額(コロナ臨時特例法5②)の合計額をいう)を加算した金額が、

④その個人のその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の40に相当する金額を超える場合には、

⑤その100分の40に相当する金額から、

⑥その特定寄附金等の金額を控除した残額)が2,000円(その年中に支出したその特定寄附金等の金額がある場合には、2,000円からその特定寄附金等の金額を控除した残額)を超える場合には、

⑦その年分の所得税の額から、

⑧その超える金額の100分の30に相当する金額(その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる)を控除する。

この場合において、その控除する金額が、その個人のその年分の所得税の額の100分の25に相当する金額を超えるときは、その控除する金額は、その100分の25に相当する金額(その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる)を限度とする。

$$\begin{array}{l} \text{①税額控除の対象となる政党等} \\ \text{に対する寄附金の額の合計額} \\ \text{②総所得金額等} \times 40\% \text{ (注)} \end{array} \Rightarrow \left[ \begin{array}{l} \text{左のいづ} \\ \text{れか少な} - 2,000\text{円} \\ \text{い金額} \end{array} \right] \times 30\% = \boxed{\text{税額控除額}} \\ \text{(所得税額の25%が限度)} \end{array}$$

(注) 総所得金額等による制限

$$\boxed{A \text{ の 金 領}} > \boxed{\text{総 所 得 金 額 等}} \times 40\% \Rightarrow \boxed{\text{上記②が適用される}}$$

$$\boxed{\text{政 党 等 に 対 す る}} + \boxed{\text{特 定 寄 附 金 の 額}} + \boxed{\text{特 定 寄 附 金 とみなされた政治活動に}} + \boxed{\text{特 定 寄 附 金 とみなされた特定非営利活動に}} + \\ \boxed{\text{合 计 額 (措 法 41の 18②)}} \quad \boxed{\text{の 額 (所 法 78②・③)}} \quad \boxed{\text{関 す る 寄 附 金 の 額 (措 法 41の 18①)}} \quad \boxed{\text{関 す る 寄 附 金 の 額 (措 法 41の 18の 2②)}}$$

$$\boxed{\text{控 除 対 象 特 定 新}} + \boxed{\text{放 弃 払 戻 請 求}} = \boxed{A \text{ の 金 領}} \\ \boxed{\text{規 株 式 (措 法 41の 19①)の 取 得 に 要 し た 金 額}} \quad \boxed{\text{権 相 当 額 (コロナ臨時特例法5②)}}$$

② その他の読み替え規定

次のイ～ハの規定も、政党等に対する寄附金の所得税額の特別控除(措法41の18②)の規定と同様の読み替え規定が設けられている。

イ 認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除(措法41の18の2②)

ロ 公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除(措法41の18の3①)

ハ 特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例(措令26の28の3⑥)

2 公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除の適用

(1) 規定(コロナ臨時特例法5③前段)

① 適用要件

個人が、指定行事の中止等により生じたその指定行事の入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄を指定期間内にしたこと。

② 取扱い

特定放棄払戻請求権相当額については、公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除(措法41の18の3)の規定を適用することができる。

(2) **特定放棄払戻請求権相当額**(コロナ臨時特例法5⑤)

個人がその年の指定期間内において放棄(コロナ臨時特例法5③)とした部分の入場料金等払戻請求権の価額に相当する金額の合計額(その合計額が20万円を超える場合には、20万円)をいう。

ただし、入場料金等払戻請求権の価額からは、次の①～④の金額を除く。

① 寄附金控除(所法78①)の規定の適用を受ける金額

② 特定寄附金とみなされた特定非営利活動に関する寄附金の額(措法41の18の2②)

③ 公益社団法人等に対する税額控除対象寄附金の額(措法41の18の3①)

④ その放棄をした者に特別の利益が及ぶと認められるものの金額

(3) 公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除(読み替後措法41の18の3①)(アンダーラインが読み替え部分。一部加工あり)(コロナ臨時特例法5③後段)

個人が支出した特定寄附金(所法78②)のうち、

① 次に掲げるもの(寄附金控除(同条①)の規定の適用を受けるものを除く。「税額控除対象寄附金」といふ)又は個人が

② その全部、一部の放棄をした新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための入場料金等払戻請求権(コロナ臨時特例法5③)については、

③ その年中に支出した税額控除対象寄附金の額及び特定放棄払戻請求権相当額(同条⑤)の合計額(その年中に支出した特定寄附金等の金額(特定寄附金の額(所法78②・③)、特定寄附金とみなされた政治活動に関する寄附金の額(措法41の18①)、特定寄附金とみなされた特定非営利活動に関する寄附金の額(措法41の18の2①)、控除対象特定新規株式(措法41の19①)の取得に要した金額として同項に規定する政令(措令26の28の3③)で定める金額、特定放棄払戻請求権相当額の合計額をいう)が、

④ その個人のその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の40に相当する金額を超える場合には、

⑤ その100分の40に相当する金額から所得控除対象寄附金の額(その特定寄附金等の金額から税額控除対象寄附金の額及び特定放棄払戻請求権相当額の合計額を控除した残額をいう)を控除した残額)が

⑥ 2,000円(その年中に支出したその所得控除対象寄附金の額がある場合には、2,000円からその所得控除対象寄附金の額を控除した残額)を超える場合には、

⑦ その年分の所得税の額から、

⑧ その超える金額の100分の40に相当する金額(その金額に100円未満の端数があるときは、

これを切り捨てる)を控除する。

この場合において、その控除する金額が、その個人のその年分の所得税の額の100分の25に相当する金額を超えるときは、その控除する金額は、その100分の25に相当する金額(その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる)を限度とする。

### 一～三 省略

$$\begin{array}{l} \text{①税額控除対象寄附金の額、特定放棄払戻請求権相当額の合計額} \\ \text{②総所得金額等} \times 40\% \text{ (注)} \end{array} \Rightarrow \left[ \begin{array}{l} \text{左のいずれか少な} \\ \text{い金額} \end{array} - 2,000\text{円} \right] \times 40\% = \boxed{\text{税額控除額}} \quad (\text{所得税額の} 25\% \text{が限度})$$

(注) 総所得金額等による制限

$$\boxed{A \text{ の金額}} > \boxed{\text{総所得金額等}} \times 40\% \Rightarrow \boxed{\text{上記②が適用される}}$$

$$\boxed{\text{特定寄附金の額 (所法78②・③)}} + \boxed{\text{特定寄附金とみなされた政治活動に関する寄附金の額 (措法41の18①)}} + \boxed{\text{特定寄附金とみなされた特定非営利活動に関する寄附金の額 (措法41の18の2②)}} + \boxed{\text{控除対象特定新規株式 (措法41の19①) の取得に要した金額}}$$

$$\boxed{\text{特定放棄払戻請求権相当額 (コロナ臨時特例法5②)}} = \boxed{A \text{ の金額}}$$

(4) 公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合の添付書類(読替後の措法41の18の3②)(アンダーラインが読替え部分。一部加工あり)(コロナ臨時特例法令3⑤後段)

前項の規定は、

①確定申告書に、同項の規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、財務省令(措規19の10の5⑪)で定めるところにより、  
②その金額の計算に関する明細書、その計算の基礎となる金額を証する書類及びその金額に係る行事が指定行事(コロナ臨時特例法5④)に該当することその他①(コロナ臨時特例法規則3③)で定める事実を証する書類として②(コロナ臨時特例法規則3④)で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

#### ① 事実(コロナ臨時特例法規則3③)

次のイ、ロの事実とする。

イ 中止、延期又はその規模の縮小により生じたその対価の払戻しを請求する権利に係る行事が、指定行事(コロナ臨時特例法5④)に該当する事実(コロナ臨時特例法規則3①一)

ロ 本規定(コロナ臨時特例法5③)の個人が指定行事(コロナ臨時特例法規則3①一)の入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄を指定期間内にしたこと。

#### ② 事実を証する書類(コロナ臨時特例法規則3④)

次のイ、ロの書類とする。

イ 文部科学大臣の指定行事(コロナ臨時特例法規則3①一)に該当する事実を証する書類で、次のa～dの事項の記載があるものの写しとして指定行事を行った又は行うこととしていた者(指定行事主催者)から交付を受けたもの(コロナ臨時特例法規則3②)

一)

- a その指定行事の名称、その指定行事が行われた又は行われることとされていた年月日及び場所
  - b その指定行事主催者の氏名、名称及び住所、居所又は本店、主たる事務所の所在地
  - c 文部科学大臣がその書類を作成した年月日及びその整理番号
  - d その他参考となるべき事項
- ロ 指定行事主催者のa、bの事項を証する書類で、cからfまでの事項の記載があるもの
- a 指定行事の入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄を指定期間内にした者（コロナ臨時特例法規則3③二）の氏名
  - b aの放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額に相当する金額及びその放棄をした年月日（下記3（コロナ臨時特例法附則3）の規定により本規定（コロナ臨時特例法5③）の規定の適用を受ける場合には、入場料金等払戻請求権（コロナ臨時特例法附則3）の行使をした年月日、支出をした寄附金の額に相当する金額及びその支出をした年月日）
  - c 次の(a)、(b)の事項（コロナ臨時特例法規則3②一イ・ロ）
    - (a) その指定行事の名称、その指定行事が行われた又は行われることとされていた年月日及び場所
    - (b) その指定行事主催者の氏名、名称及び住所、居所又は本店、主たる事務所の所在地
  - d その指定行事主催者がその書類を作成した年月日及びその整理番号
  - e bに規定する入場料金等払戻請求権の価額に相当する金額（下記3（コロナ臨時特例法附則3）の規定により本規定（コロナ臨時特例法5③）の規定の適用を受ける場合には、bに規定する支出をした寄附金の額に相当する金額）が、次の(a)～(c)の寄附金の額（コロナ臨時特例法規則3②二ホ(1)～(3)）に該当する場合には、その旨
    - (a) 特定寄附金の額（所法78②）
    - (b) 特定寄附金とみなされた特定非営利活動に関する寄附金の額（措法41の18の2②）
    - (c) 公益社団法人等に対する税額控除対象寄附金の額（措法41の18の3①）
  - f その他参考となるべき事項

(5) 公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除に係る添付書類等（読み替後の措規19の10の5⑫）（アンダーラインが読み替え部分。一部加工あり）（コロナ臨時特例法規則3⑤）

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第5条第3項の規定により法第41条の18の3第1項の規定による控除を受けようとする者は、確定申告書に同項の規定による控除を受ける金額の計算に関する明細書及び書類（コロナ臨時特例法規則3④）又はその書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面を添付しなければならない。

(6) その他の読み替え規定（コロナ臨時特例法令3⑤後段・⑥）

次の①～③の規定には、読み替え規定が設けられている。

- ① 政党等に対する寄附金の所得税額の特別控除（読み替後の措法41の18②）
- ② 認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除（措法41の18の2②）
- ③ 特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例（読み替後の措令26の28の3⑥）

3 入場料金等払戻請求権の払戻しを受けた後、受け取った払戻金を払戻しをした者に寄附した場合の特例(コロナ臨時特例法附則3)

(1) 適用要件

次の①、②の要件を満たすこと。

- ① 個人が、①指定行事(コロナ臨時特例法5④)の中止等(同条①)により生じた入場料金等払戻請求権(同項)の行使を、  
②令和2年2月1日から法の施行の日(同年4月30日)から6月を経過する日(令和2年10月30日、臨時特例法令附則2①)までの間にしたこと。

- ② その入場料金等払戻請求権の行使による①払戻しをした者に対して、個人が  
②入場料金等払戻請求権の行使をした日から法の施行の日(令和2年4月30日)以後9月を  
経過する日(令和3年1月30日)までの期間(コロナ臨時特例法令附則2②)内に  
③その払戻しを受けた金額以下の金額の寄附金の支出をしたこと。

(2) 取扱い

次の①、②の区分に応じ、①、②に定めるものとみなして、指定行事の中止等により生じた権利を放棄した場合の寄附金控除、所得税額控除の特例(コロナ臨時特例法5)の規定を適用することができる。

- ① その寄附金の支出

入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄

- ② その支出をした寄附金の額

放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額

## 5 住宅ローン控除

1 既存住宅を取得した場合の住宅ローン控除等の入居要件の緩和

(1) 適用要件(コロナ臨時特例法6①)

次の①～⑤の要件を満たすこと。

- ① 国内(所法2①一)において既存住宅(措法41①)の取得(同条①)をしたこと。

- ② その既存住宅をその居住の用に供する前に、その既存住宅の特例増改築等をした個人であること。

- ③ ②の個人が、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、その既存住宅をその取得の日から6月以内にその者の居住の用に供することができなかつたこと。

- ④ その既存住宅を令和3年12月31日までにその者の居住の用に供したこと。

- ⑤ その既存住宅をその特例増改築等の日から6月以内にその者の居住の用に供した場合に限ること。

(2) 取扱い(コロナ臨時特例法6①)

既存住宅への6月以内の入居要件(措法41①)について、「これらの家屋をその新築の日、その取得の日又はその増改築等の日から6月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。」を、「その既存住宅をその取得に係る特例増改築等(コロナ臨時特例法6②)の日から6月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。」と読み替えて、次の①～⑤の規定を適用する。

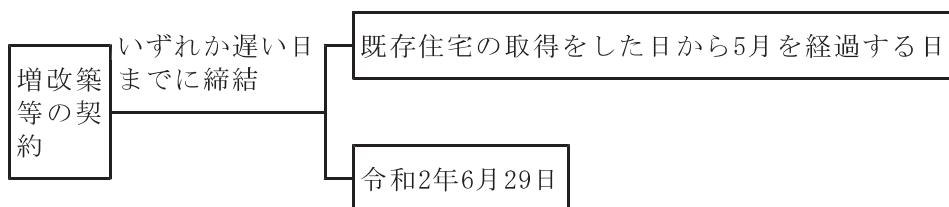
- ① 住宅ローン控除(措法41)

- ② 二以上の住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額を有する場合の住宅ローン控除（措法41の2）
- ③ 年末調整に係る住宅借入金等を有する場合の住宅ローン控除（措法41の2の2）
- ④ 住宅ローンを有する場合の住宅ローン控除の適用期間等の特例（東日本大震災国税特例法）13）
- ⑤ 住宅ローンを有する場合の住宅ローン控除額の特例（東日本大震災国税特例法13の2）

(3) **特例増改築等**（コロナ臨時特例法6②）

特例増改築等とは、個人が取得をした

①既存住宅につき行う増築、改築、修繕又は模様替のうち、  
 ②その増築、改築、修繕又は模様替に係る契約が、  
 ③個人が既存住宅の取得をした日から5月を経過する日又は法の施行の日（令和2年4月30日）から2月を経過する日（令和2年6月29日）のいずれか遅い日（コロナ臨時特例法令4①）までに締結されているものをいう。



(4) 読替え 1（コロナ臨時特例法令4④）

既存住宅を取得した場合の住宅ローン控除等の入居要件の緩和（コロナ臨時特例法6①）の規定の適用を受ける場合の読替え規定は、次のとおりである。

**（証拠書類等の添付等）**

**読替後の措法41③**（アンダーラインが読替え部分。一部加工あり）

31 住宅ローン控除（措法41）の規定は、

- ①確定申告書に、同項の規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、財務省令で定めるところにより
- ②その金額の計算に関する明細書、登記事項証明書その他の書類の添付がある場合であつて、
- ③①の財務省令（コロナ臨時特例法規則4④）で定めるところにより新型コロナウイルス感染症（コロナ臨時特例法2）及びそのまん延防止のための措置の影響により、
- ④既存住宅をその取得の日から6月以内に、その者の居住の用に供することができなかつたことその他の②の財務省令（コロナ臨時特例法規則4①）で定める事実を証する書類として、
- ⑤③の財務省令（コロナ臨時特例法規則4②）で定める事実を証する書類又はこれに代わるべき書類で、
- ⑥④の財務省令（コロナ臨時特例法規則4③）で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

① **確定申告書への書類の添付**（コロナ臨時特例法規則4④）

既存住宅を取得した場合の住宅ローン控除等の入居要件の緩和（コロナ臨時特例法6①）の規定により、住宅ローン控除（措法41）の規定の適用を受けようとする者は、確定申告書（所法2①三十七）に③又は④に規定する書類を添付しなければならない。

② **居住の用に供することができなかつたこと等の事実**（コロナ臨時特例法規則4①）

次のイ、ロの事実とする。

イ 既存住宅の特例増改築等をした個人（コロナ臨時特例法6①）が、新型コロナウイル

ス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、既存住宅を、その取得の日から6月以内にその者の居住の用に供することができなかつたこと。

□ イの既存住宅につき行った増築、改築、修繕又は模様替が特例増改築等(コロナ臨時特例法6②)に該当すること。

③ **事実を証する書類**(コロナ臨時特例法規則4②)

次のイ、ロの事実の区分に応じ、イ、ロに定める書類とする。

イ ②イの事実

②イの既存住宅の特例増改築等に係る工事を請け負った建設業者(建設業法2③)その他の者から交付を受けた次のa、bの事項の記載がある書類その他の書類でその事実が生じたことを明らかにするもの

a 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、②

イの個人がその既存住宅の取得をした日から6月以内にその特例増改築等に係る工事が完了しなかつた旨

b その特例増改築等をした年月日

ロ ②ロの事実

②ロの特例増改築等に係る工事の請負契約書の写しその他の書類で、その特例増改築等に係る契約の締結をした年月日を明らかにするもの

④ **③に代わるべき書類**(コロナ臨時特例法規則4③)

次のイ、ロの事実の区分に応じ、イ、ロに定める書類とする。

イ ②イの事実

個人のその事実の詳細を記載した書類

ロ ②ロの事実

③ロに定める書類

**(証拠書類の添付等がない場合の宥恕規定)**

**読替後の措法41③②**(アンダーラインが読替え部分。一部加工あり)

32 税務署長は、確定申告書の提出がなかった場合又は前項(措法41③①)の記載、添付がない確定申告書の提出があった場合においても、その提出又は記載、添付がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、その記載をした書類、同項の明細書及び登記事項証明書その他の書類、同項の財務省令(コロナ臨時特例法規則4③)で定める書類の提出があった場合に限り、住宅ローン控除(措法41①)の規定を適用することができる。

(5) 読替え 2 (コロナ臨時特例法令4⑤)

既存住宅を取得した場合の住宅ローン控除等の入居要件の緩和(コロナ臨時特例法6①)の規定の適用を受ける場合の読み替え規定は、次のとおりである。

**(書類の添付不要)**

**読替後の措令26の3⑨**(アンダーラインが読替え部分。一部加工あり)

9 年末調整に係る住宅借入金等を有する場合の住宅ローン控除(措法41の2の2①)の規定の適用を受けた個人が、

①その適用に係る年分の所得税につき住宅ローン控除(措法41)の規定の適用を受ける場合には、

②証拠書類等の添付等(読替後の措法41③①)の規定にかかわらず、

③同項の明細書、登記事項証明書その他の書類(その年が同条第1項に規定する居住年に該当する同項に規定する住宅の取得等に係る住宅借入金等につき同項の規定の適用を受ける場合には、これらの書類のうち財務省令で定めるもの)及び

④読み替えられた法第41条第31項の財務省令で定める書類の添付を要しないものとする。

(6) 読替え3(コロナ臨時特例法規則4⑤)

① 適用要件

次のイ、ロの要件を満たすこと。

イ 住宅ローン控除(措法41①)に規定する

①居住の用に供した日(居住日)の属する年分又は

②その翌年以後8年内(一般住宅の消費税率10%へのアップに伴う10年目～12年目のローン控除(措法41⑩、東日本大震災国税特例法13の2③))の規定により住宅ローン控除(措法41)の規定の適用を受ける場合には、居住日の属する年分又はその翌年以後11年内)のいずれかの年分の所得税につき、

③住宅ローン控除(措法41①)の規定の適用を受けた個人であること。

ロ その適用を受けた年分の翌年分以後の各年分の所得税につき、

①住宅ローン控除(措法41①)の規定の適用を受けようとする場合における住宅借入金等を有する場合の

②所得税額の特別控除の適用を受ける場合の

③添付書類等(措規18の21⑪)の規定についての取扱いであること。

② 取扱い

下記のとおり読み替える。

**(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合の添付書類等)  
読替後の措規18の21⑪(アンダーラインが読替え部分。一部加工あり)**

11 法第41条第1項に規定する

①居住の用に供した日(居住日)の属する年分又は

②その翌年以後8年内(…、一般住宅の消費税率10%へのアップに伴う10年目～12年目のローン控除(措法41⑩、東日本大震災国税特例法13の2③))の規定により住宅ローン控除(措法41)の規定の適用を受ける場合には、11年内とする)の

③いずれかの年分の所得税につき、既存住宅を取得した場合の住宅ローン控除等の入居要件の緩和(コロナ臨時特例法6①)の規定により住宅ローン控除(措法41)の規定の適用を受けた個人が、

④その適用を受けた年分の翌年分以後の各年分の所得税につき、

⑤コロナ臨時特例法6条1項の規定により控除を受けようとする場合には、

⑥その控除を受けようとする年分の所得税に係る確定申告書に、

⑦書類(措規18の21⑨各号、臨時特例法規則4②・③)を添付して

⑧その居住日の属する年分又はその翌年以後8年内のいずれかの年分の所得税につき、

⑨既存住宅を取得した場合の住宅ローン控除等の入居要件の緩和(コロナ臨時特例法6①)の規定により住宅ローン控除(措法41)の規定の適用を受けている旨、

⑩その居住の用に供した年月日(…を記載することにより書類(同条⑨各号、臨時特例法規則4②・③)の添付に代えることができる。

2 要耐震改修住宅を取得した場合の住宅ローン控除等の入居要件の緩和

(1) 適用要件(コロナ臨時特例法6③)

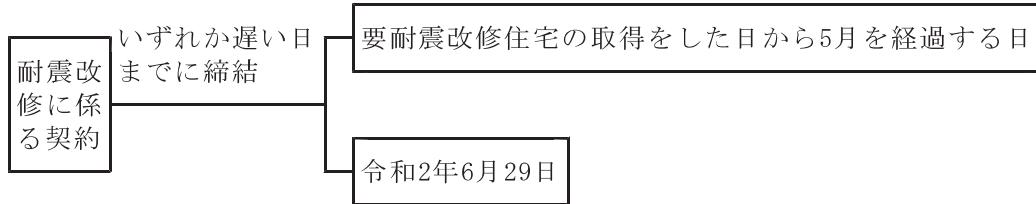
次の①～⑦の要件を満たすこと。

① 要耐震改修住宅(措法41⑩)の取得をしたこと。

② 要耐震改修住宅とは、建築後使用されたことのある家屋で、耐震基準又は経過年数基準に適合するもの以外のもので一定の要件を満たす住宅をいうこと。

③ その取得の日までに、その取得の日以後その要耐震改修住宅の耐震改修(同項。地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替をいう)を行うことにつき申請(同項)その他財務省令(臨時特例法規則4⑨。確定申告書に一定の書類の添付)で定める手続をしたこと。

- ④ その耐震改修に係る契約を、個人が要耐震改修住宅の取得をした日から5月を経過する日又は法の施行の日(令和2年4月30日)から2月を経過する日(令和2年6月29日)のいずれか遅い日(コロナ臨時特例法令4②)までに締結していること。



- ⑤ 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、その耐震改修をして、その要耐震改修住宅を、その取得の日から6月以内にその者の居住の用に供することができなかつたこと。
- ⑥ その耐震改修をして、その要耐震改修住宅を令和3年12月31日までにその者の居住の用に供したこと。
- ⑦ その要耐震改修住宅を、その耐震改修の日から6月以内にその者の居住の用に供した場合に限ること。

(2) 取扱い(コロナ臨時特例法6③)

- ① 住宅借入金等特別税額控除額(措法41①)(アンダーラインが読み替え部分。一部加工あり)  
要耐震改修住宅の6月以内の入居要件(措法41①)について、「これらの家屋をその新築の日、その取得の日又はその増改築等の日から6月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。」を、「その既存住宅をその取得に係る耐震改修の日(コロナ臨時特例法6③)から6月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。」と読み替えて、次のイ～トの規定を適用する。  
イ 住宅ローン控除(措法41)  
ロ 二以上の住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額を有する場合の住宅ローン控除(措法41の2)  
ハ 年末調整に係る住宅借入金等を有する場合の住宅ローン控除(措法41の2の2)  
ニ 住宅ローンを有する場合の住宅ローン控除の適用期間等の特例(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律13)  
ホ 住宅ローンを有する場合の住宅ローン控除額の特例(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律13の2)  
② 要耐震改修住宅の取得のみなし規定(措法41⑩)(アンダーラインが読み替え部分。一部加工あり)  
要耐震改修住宅の6月以内の入居要件(措法41⑩)について、その取得の日から6月以内の日に限る。」を、「その要耐震改修住宅のその耐震改修の日から6月以内の日に限る。」と読み替えて、①のイ～ホの規定を適用する。

(3) 読替え1(コロナ臨時特例法令4⑥)

要耐震改修住宅を取得した場合の住宅ローン控除等の入居要件の緩和(コロナ臨時特例法6③)の規定の適用を受ける場合の読み替え規定は、次のとおりである。

**(証拠書類等の添付等)**

読み替後の措法41⑩(アンダーラインが読み替え部分。一部加工あり)

31 住宅ローン控除(措法41①)の規定は、

①確定申告書に、同項の規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載

があり、かつ、財務省令で定めるところにより

**②その金額の計算に関する明細書、登記事項証明書その他の書類の添付がある場合であつて、**

**③①の財務省令(コロナ臨時特例法規則4⑨)で定めるところにより新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための新型コロナウイルス感染症(コロナ臨時特例法2)及びそのまん延防止のための措置の影響により、**

**④耐震改修をして要耐震改修住宅をその取得の日から6月以内に、**

**⑤その者の居住の用に供することができなかつたこと**

**⑥その他の②の財務省令(コロナ臨時特例法規則4⑥)で定める事実を証する書類として**

**⑦③の財務省令(コロナ臨時特例法規則4⑦)で定める書類又はこれに代わるべき書類で**

**⑧④の財務省令(コロナ臨時特例法規則4⑧)で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。**

**① 確定申告書への書類の添付**(コロナ臨時特例法規則4⑨)

要耐震改修住宅を取得した場合の住宅ローン控除等の入居要件の緩和(コロナ臨時特例法6③)の規定により、住宅ローン控除(措法41)の規定の適用を受けようとする者は、確定申告書に③又は④に規定する書類を添付しなければならない。

**② 居住の用に供することができなかつたこと等の事実**(コロナ臨時特例法規則4⑥)

次のイ、ロの事実とする。

イ 耐震改修に係る契約を締結した個人(コロナ臨時特例法6③)が、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、耐震改修(同項)をして要耐震改修住宅(同項)をその取得の日から6月以内にその者の居住の用に供することができなかつたこと。

ロ イの耐震改修に係る契約を、個人が要耐震改修住宅の取得をした日から5月を経過する日又は法の施行の日(令和2年4月30日)から2月を経過する日(令和2年6月29日)のいずれか遅い日(コロナ臨時特例法令4②)までに締結していること。

**③ 事実を証する書類**(コロナ臨時特例法規則4⑦)

次のイ、ロの事実の区分に応じ、イ、ロに定める書類とする。

イ ②イの事実

②イの要耐震改修住宅の耐震改修に係る工事を請け負った建設業者その他の者から交付を受けた次のa、bの事項の記載がある書類その他の書類で、その事実が生じたことを明らかにするもの

a 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、②イの個人がその要耐震改修住宅の取得をした日から6月以内に、その耐震改修に係る工事が完了しなかつた旨

b その耐震改修をした年月日

ロ ②ロの事実

②ロの耐震改修に係る工事の請負契約書の写しその他の書類で、その耐震改修に係る契約の締結をした年月日を明らかにするもの

**④ ③に代わるべき書類**(コロナ臨時特例法規則4⑧)

次のイ、ロの事実の区分に応じ、イ、ロに定める書類とする。

イ ②イの事実

②イの個人のその事実の詳細を記載した書類

ロ ②ロの事実

③ロに定める書類

### (証拠書類の添付等がない場合の宥恕規定)

読替後の措法41③(アンダーラインが読替え部分。一部加工あり)

32 税務署長は、

- ①確定申告書の提出がなかった場合又は
- ②前項(措法41③)の記載、添付がない確定申告書の提出があった場合においても、
- ③その提出又は記載、添付がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるとときは、
- ④その記載をした書類、同項の明細書及び登記事項証明書その他の書類、同項の財務省令(コロナ臨時特例法規則4⑧)で定める書類の提出があった場合に限り、
- ⑤住宅ローン控除(措法41①)の規定を適用することができる。

### (4) 読替え 2 (コロナ臨時特例法令4⑦)

要耐震改修住宅を取得した場合の住宅ローン控除等の入居要件の緩和(コロナ臨時特例法6③)の規定の適用を受ける場合の読替え規定は、次のとおりである。

#### (書類の添付不要)

読替後の措令26の3⑨(アンダーラインが読替え部分。一部加工あり)

9 年末調整に係る住宅借入金等を有する場合の住宅ローン控除(措法41の2の2①)の規定の適用を受けた個人が、

- ①その適用に係る年分の所得税につき住宅ローン控除(措法41)の規定の適用を受ける場合には、
- ②証拠書類等の添付等(読替後の措法41③)の規定にかかわらず、
- ③同項の明細書、登記事項証明書その他の書類(その年が同条第1項に規定する居住年に該当する同項に規定する住宅の取得等に係る住宅借入金等につき同項の規定の適用を受ける場合には、これらの書類のうち財務省令で定めるもの)及び
- ④読替え1(コロナ臨時特例法令4⑥)の規定により読み替えられた法第41条第31項の財務省令で定める書類の添付を要しないものとする。

### (5) 読替え 3 (コロナ臨時特例法規則4⑩)

① 適用要件

次のイ、ロの要件を満たすこと。

イ ①居住日の属する年分又は

②その翌年以後8年内(一般住宅の消費税率10%へのアップに伴う10年目～12年目のローン控除(措法41⑩)、東日本大震災国税特例法13の2③)の規定により住宅ローン控除(措法41)の規定の適用を受ける場合には、居住日の属する年分又はその翌年以後11年内)の

③いずれかの年分の所得税につき、

④住宅ローン控除(措法41)の規定の適用を受けた個人であること。

ロ ①その適用を受けた年分の翌年分以後の各年分の所得税につき、

②住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合の添付書類等(措規18の21⑪)の規定についての取扱いであること。

② 取扱い

下記のとおり読み替える。

### (住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合の添付書類等)

読替後の措規18の21⑪(アンダーラインが読替え部分。一部加工あり)

11 法第41条第1項に規定する

- ①居住の用に供した日(居住日)の属する年分又はその翌年以後8年内(…、一般住宅の消費税率10%へのアップに伴う10年目～12年目のローン控除(措法41⑩)、東日本大震災国税特例法13の2③)の規定により住宅ローン控除(措法41)の規定の適用を受ける場合には、11年内とする)の

- ② いざれかの年分の所得税につき、
- ③ 要耐震改修住宅を取得した場合の住宅ローン控除等の入居要件の緩和(コロナ臨時特例法6③)の規定により住宅ローン控除(措法41)の規定の適用を受けた個人が、
- ④ その適用を受けた年分の翌年分以後の各年分の所得税につき、コロナ臨時特例法6条3項の規定により控除を受けようとする場合には、
- ⑤ その控除を受けようとする年分の所得税に係る確定申告書に、
- ⑥ 書類(措規18の21⑨各号、臨時特例法規則4⑦・⑧)を添付して
- ⑦ その居住日の属する年分又はその翌年以後8年内のいざれかの年分の所得税につき、
- ⑧ 要耐震改修住宅を取得した場合の住宅ローン控除等の入居要件の緩和(コロナ臨時特例法6③)の規定により住宅ローン控除(措法41)の規定の適用を受けている旨、その居住の用に供した年月日(…)及び再び居住の用に供することとなった年月日(同条⑩・⑪一)を記載することにより
- ⑨ 書類(同条⑨各号、臨時特例法規則4⑦・⑧)の添付に代えることができる。

### 3 特例取得した住宅を令和2年12月31日までに居住の用に供することができなかつた場合の居住期限の令和3年12月31日までの延長

#### (1) 適用要件(コロナ臨時特例法6④)

次の①～⑤の要件を満たすこと。

- ① 次のイ～ハの住宅の取得等で特例取得をした個人、住宅被災者についての取扱いであること。
  - イ 住宅の取得等(措法41①)
  - ロ 認定住宅の新築等(同条⑩)
  - ハ 住宅の新築取得等(東日本大震災国税特例法13①)
- ② 特例取得とは、特別特定取得(措法41⑭)のうち、その特別特定取得に係る契約が、次のイ、ロの場合の区分に応じ、イ、ロに定める日(コロナ臨時特例法令4③)までに締結されているものをいうこと(コロナ臨時特例法6⑤)。
  - イ 居住用家屋の新築(措法41①)又は認定住宅の新築(同条⑩)  
令和2年9月30日
  - ロ 居住用家屋で建築後使用されたことのないもの(措法41①)、既存住宅の取得(同項)、居住の用に供する家屋(同項)で政令で定めるものの増改築等(同条⑮)又は認定住宅(同条⑩)で建築後使用されたことのないものの取得  
令和2年11月30日
- ③ 特別特定取得とは、個人の住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額が、その住宅の取得等に係る課税資産の譲渡等につき、消費税率(地方消費税率を含む)10%が適用される場合におけるその住宅の取得等をいうこと(措法41⑭)。
- ④ 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、これらの特例取得をした家屋を、令和2年12月31日までに、その者の居住の用に供することができなかつた場合であること。
- ⑤ これらの特例取得をした家屋を令和3年1月1日から同年12月31日までの間に住宅ローン控除(措法41①)、1(コロナ臨時特例法6①)、2(同条③)の規定により適用する場合を含む)の定めるところによりその者の居住の用に供したこと。

#### (2) 取扱い(コロナ臨時特例法6④)

住宅借入金等特別税額控除額(措法41①)については、次の①～③の規定に関する「令和2年12月31日」までの居住期限の要件は、「令和3年12月31日」とする。

- ① 一般住宅の消費税率10%へのアップに伴う10年目～12年目のローン控除(措法41⑬)

- ② 認定住宅の消費税率10%へのアップに伴う10年目～12年目のローン控除(措法41⑯)
- ③ 住宅の新築取得等の消費税率10%へのアップに伴う10年目～12年目のローン控除(東日本大震災国税特例法13の2③)

- (3) 同一年に二以上の住宅の取得等をした場合の一の住宅の取得等とする規定の読み替え(コロナ臨時特例法6⑥)

特例取得した住宅を令和2年12月31日までに居住の用に供することができなかった場合の居住期限の令和3年12月31日までへの延長(コロナ臨時特例法6④)の規定により住宅ローン控除(措法41)の規定の適用を受ける場合における同一年に二以上の住宅の取得等をした場合の区分(同法41の2)の適用については、同条第3項第3号中「各年又は令和3年」とあるのは「各年」と、同項第4号中「又は令和2年」とあるのは「から令和3年までの各年」とする。

#### (二以上の住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額を有する場合の住宅ローン控除)

(読み替後の措法41の2③)(アンダーラインが読み替え部分。一部加工あり)

① 適用要件

次のイ、ロの要件を満たすこと。

イ 二以上の住宅の取得等をしたこと。

ロ これらの住宅の取得等をした居住用家屋、既存住宅、増改築等をした家屋(措法41①)、認定住宅(同条⑩)を、住宅ローン控除(同条①)の規定の定めるところによりその者の居住の用に供した日(居住日)が同一の年に属するものがあること。

② 取扱い

① その居住日が同一の年に属する住宅の取得等を一の住宅の取得等として、

② 住宅ローン控除(同条)又は二以上の住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額を有する場合の住宅ローン控除(措法41の2①・②)の規定を適用する。

この場合、住宅の取得等については、次の3号、4号の場合には、次の3号、4号に定める区分をした住宅の取得等ごとにそれぞれ一の住宅の取得等とする。

三 その居住日の属する年が平成26年から平成30年までの各年(改正前:各年又は令和3年)である場合において、その二以上の住宅の取得等のうちに、特定取得(措法41⑤)に該当するものと、特定取得に該当するもの以外のものとがあるとき

特定取得に該当する住宅の取得等と、特定取得に該当するもの以外の住宅の取得等とに区分をした住宅の取得等(その区分をした住宅の取得等のうちに、認定住宅借入金等の金額に係るものと、他の住宅借入金等の金額に係るものとがあるときは、その区分をした住宅の取得等を、認定住宅借入金等の金額に係る住宅の取得等と、他の住宅借入金等の金額に係る住宅の取得等とに区分をした住宅の取得等)

(注) 令和3年に取得等をしても、上記3号の規定は適用しない。

四 その居住日の属する年が令和元年から令和3年までの各年(改正前:又は令和2年)

である場合において、次のイ、ロの場合に該当するとき

次のイ、ロの場合の区分に応じ、それぞれイ、ロに定める住宅の取得等

イ その二以上の住宅の取得等のうちに、特定取得に該当するものと、特定取得に該当するもの以外のものとがある場合

特定取得に該当する住宅の取得等と、特定取得に該当するもの以外の住宅の取得等とに区分をした住宅の取得等(その区分をした住宅の取得等のうちに、認定住宅借入金等の金額に係るものと、他の住宅借入金等の金額に係るものとがあるときは、その区分をした住宅の取得等を、認定住宅借入金等の金額に係る住宅の取得等と、他の住宅借入金等の金額に係る住宅の取得等とに区分をした住宅の取得等)

ロ その二以上の住宅の取得等のうちに、特別特定住宅借入金等の金額に係るもの

と、認定特別特定住宅借入金等の金額に係るものとがある場合

特別特定住宅借入金等の金額に係る住宅の取得等と、認定特別特定住宅借入金等の金額に係る住宅の取得等とに区分をした住宅の取得等

(4) 読替え 1 (コロナ臨時特例法令4⑧)

特例取得した住宅を令和2年12月31日までに居住の用に供することができなかつた場合の居住期限の令和3年12月31日までへの延長(コロナ臨時特例法6④)の規定の適用を受ける場合の読替え規定は、次のとおりである。

**(証拠書類の添付等がない場合の宥恕規定)**

**読替後の措法41⑩**(アンダーラインが読替え部分。一部加工あり)

31 住宅ローン控除(措法41)の規定は、

①確定申告書に、同項の規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、財務省令で定めるところにより

②その金額の計算に関する明細書、登記事項証明書その他の書類の添付がある場合であつて、

③①の財務省令(コロナ臨時特例法規則4⑪)で定めるところにより新型コロナウイルス感染症(コロナ臨時特例法2)及びそのまん延防止のための措置の影響により、

④特例取得(同法6⑤)をした家屋を令和2年12月31日までに、

⑤その者の居住の用に供することができなかつたことその他の

⑥②の財務省令(コロナ臨時特例法規則4⑪)で定める事実を証する書類として

⑦③の財務省令(コロナ臨時特例法規則4⑫)で定める書類又はこれに代わるべき書類で

⑧④の財務省令(コロナ臨時特例法規則4⑬)で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

① 確定申告書への書類の添付(コロナ臨時特例法規則4⑪)

特例取得した住宅を令和2年12月31日までに居住の用に供することができなかつた場合の居住期限の令和3年12月31日までへの延長(コロナ臨時特例法6④)の規定により、住宅ローン控除(措法41)の規定の適用を受けようとする者は、確定申告書に③又は④に規定する書類を添付しなければならない。

② 居住の用に供することができなかつたこと等の事実(コロナ臨時特例法規則4⑪)

次のイ、ロの事実とする。

イ (1)の個人又は住宅被災者が、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、特例取得をした家屋を令和2年12月31日までに、その者の居住の用に供することができなかつたこと。

ロ (1)の住宅の取得等、認定住宅の新築等、住宅の新築取得等が、特例取得に該当すること。

③ 事実を証する書類(コロナ臨時特例法規則4⑫)

次のイ、ロの事実の区分に応じ、イ、ロに定める書類とする。

イ ②イの事実

②イの特例取得に係る家屋の新築の工事その他の工事を請け負った建設業者、その家屋の分譲を行う宅地建物取引業者(宅地建物取引業法2三)その他の者から交付を受けた次のa、bの事項の記載がある書類その他の書類でその事実が生じたことを明らかにするもの

a 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、令和2年12月31日までに、その家屋の新築の工事その他の工事が完了しなかつた旨又はその家屋を引き渡すことができなかつた旨

b その家屋の新築の工事その他の工事をした年月日又はその家屋を引き渡した年月日